

# 一般事業主行動計画

(女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法)

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標)

管理職に占める女性割合を10%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2022年4月～ 係長級以上の全職員に対し、意識啓発を目的とした階層別研修の受講を促す。
- ・2024年11月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- ・2025年4月～ 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組みの見直しを行う。

目標2 (職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標

及び 次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

有給休暇取得率を40%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2022年4月～ 有給休暇取得促進に向けた周知を行い取得しやすい職場の雰囲気づくりを図る。
- ・2024年4月～ 各部署で計画的な取得計画を策定する。
- ・2025年4月～ 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組みの見直しを行う。

目標3 (次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

所定外労働時間削減のため、月1回以上の「ノー残業デー」実施をすすめる。

<実施時期・取組内容>

- ・2019年3月～ 諸会議等を通じ、全職員に部署毎の月1回以上「ノー残業デー」の設定及び周知・啓発を実施する。